

2019年12月26日

2020年京都市長選挙 立候補予定者 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 駒込 武

### 屋外広告物条例および大学就学支援に関する公開質問状

私たちが暮らし、働く京都市をより良くするため、京都市長への立候補を表明されておられる各位に敬意を表します。

さて、来年2月に行われる京都市長選挙にあたり、当組合が市政に関して特に注目している屋外広告物条例および大学就学支援に関する事項について質問させていただきます。

この案件は、労働組合や京都大学の活動に大きな影響を与える事柄であることから、組合員や京都大学教職員の投票行動の参考情報として、当組合のWebサイトや機関紙などにおいて公表を予定しております。

ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、趣旨をご理解頂き、下記の質問にご回答くださいますよう、よろしく願い申し上げます。ご回答にあたっては別紙の回答用紙をご利用ください。

なお、質問の回答につきましては、2020年1月6日までにご返送いただければ幸いです。

### 記

#### 【質問1】

「京都市屋外広告物等に関する条例」については、(1)特別の許可を取得せずに掲示できる立看板の総面積を、敷地の大小にかかわらず1区画あたり一律に定めており、たとえば162,270平米の京都大学本部キャンパスでも住宅等の小さな1区画と同じく合計15平米に制限する点で「法の下での平等」に反する、(2)学術・文化・労働組合等の活動への制約が著しく、「表現の自由」を始めとする憲法上の諸権利の保障に反する、(3)京都大学の伝統的景観そのものであった立看板等まで制限しており規制目的自体に矛盾する、などの憲法違反が指摘されていますが、これにどのように対処すべきでしょうか。

#### 【質問2】

本年、「大学等における修学の支援に関する法律」が成立し、授業料の減免や給付型奨学金の措置を受けられる対象となる教育機関が拡充されました。その一方で、国立大学を中心に、これまで授業料の減免などを受けられることのできた層の学生が、その支援を受けられなくなるという事態も生じるおそれがあります。京都市は「学生の街」とも呼ばれ、多くの大学が集積する都市であり、街の活力の大きな要素であると考えます。京都市として今後の学生・大学院生の就学支援のあり方について、お考えの政策をお示しください。

以上

## 回答用紙

お名前( )

【質問1】へのご回答

【質問2】へのご回答

回答用紙の送付先

同封の封筒または Email にてご返送ください。

本状の Word ファイルは、下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.kyodai-union.gr.jp/vote/2020KyotoCity/Question.html>

京都大学職員組合

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 京都大学内

Email: [office@g.kyodai-union.gr.jp](mailto:office@g.kyodai-union.gr.jp)

Tel: 075-761-8916 | Fax: 075-751-8365